

古河市公共施設自動販売機設置事業者募集要項 (令和6年度4月設置分)

古河市は、「古河市公共施設等総合管理基本方針」に基づく公有財産の有効活用の観点から、自動販売機を設置及び運営できる事業者を募集し、一般競争入札によって設置者を決定する。

入札に参加を希望する事業者は、本募集要項及び貸付場所ごとの仕様書を熟読すること。また、必ず現地を確認し、内容を承知した上で応募すること。なお、現地確認の際は、仕様書ごとの問い合わせ先に事前連絡をすること。

1 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 古河市工事等の契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び市町村民税の未納がないこと。
- (8) 下記10（3）の一般競争入札参加申請に必要な書類を全て提出すること。

2 入札に関する事項等

- (1) 件 名 古河市公共施設自動販売機設置場所貸付
- (2) 自動販売機の貸付場所及び貸付面積等
 - ① 「別紙1 貸付場所及び設置寸法等」及び「区画別図面」のとおりとする。設置寸法には転倒防止器具、放熱余地、電気設備等を含む。
 - ② 現況と仕様書に相違がある場合は、現況を優先する。

3 貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（更新なし）

※ 庁舎修繕、改築等により上記期間が短くなる場合や設置場所の移動が生じる場合は、

市が設置者に対して事前に文書で通知し、設置者は市の指示に従うものとする。

4 販売商品の種類等

- (1) 種類 清涼飲料水とする。ただし、仕様書に販売種類を指定する場合においては、この限りではない。
- (2) 販売価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 遵守事項

(1) 禁止事項

自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(2) 自動販売機本体

- ① 貸付寸法に収まる大きさとし、著しく華美でないものとする。
- ② 機種指定がある場合には、仕様書の記載のとおりとする。
- ③ 災害対応型自動販売機の設置には、災害対応型であることを表示すること。

(3) 環境対策

① 省エネ

「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種とする。また、室内設置の場合は、照明を常時消灯の設定にすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素等を冷媒として採用した機種とすること。

(4) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。ただし、アンカー止めは不可（禁止）とする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準」（日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会制定）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。また、屋内であっても「自動販売機の堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し犯罪防止に努めること。

(5) 管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情の対応については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を自動販売機本体に明記すること。

(6) 回収ボックスの設置及び空き容器の回収

回収ボックスはプラスチック製蓋付きのものとし、販売飲料容器に応じたものを所定の位置に設置すること。また、回収ボックスから容器が溢れたり周囲に散乱しないよう定期的に容器を回収するものとする。

また、回収ボックスに設置者名を明記すること。

6 費用負担等

(1) 賃借料

入札金額（年額）に消費税及び地方消費税額を加算した金額とする。ただし、屋外区画においては、入札金額（年額）を賃借料とする。

- ① 賃借料の納入については、年度ごとに市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに納入すること。
- ② 消費税法等の改正によって消費税等率に変動が生じた場合は、契約の変更手続きを行うことなく、相当額を加減した賃借料とする。ただし、経過措置等を定める場合はこの限りではない。

(2) 設置及び撤去

自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む）に係る費用は、設置者が負担すること。また、電気配線工事費用も同様とする。

(3) 電気料金

- ① 電気使用量を計測するための専用子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る）により計測した使用電力量とする。
- ② 年 1 回、納入通知書により、指定する期日までに納入すること。
- ③ 専用子メーター設置に係る費用は設置者が負担すること。

(4) 売上手数料

市において徴収しない。

(5) 売上報告

毎月の売上げ本数（個数）及び売上金額を、毎月末締めにて翌月の 10 日までに報告すること。

7 貸付場所の返還

契約満了及び解除等により自動販売機を撤去する場合は、設置者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければならない。

なお、解除による納入済みの賃借料は還付しない。

8 特記事項

(1) 災害発生時の対応

災害等により災害対策本部からの要請があった場合は、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供すること。

(2) 自動販売機による事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。

(3) 設置台数の見直し

各施設における自動販売機の利用状況等により、同一施設内に自動販売機を追加（増設）することがある。

(4) その他

この要項の定めのほか、運営に関し疑義があるとき又は使用について疑義が生じたときは双方協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、市の解釈により決定するものとする。

9 募集要項の配布期間

募集要項その他関係書類は、令和5年11月下旬から市公式ホームページに掲載する。

10 入札参加申請

入札に参加を希望する事業者は、入札参加申請に係る書類を申請場所に提出すること。

(1) 申請期間

令和6年1月9日（火）から令和6年1月19日（金）までの、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

(2) 申請場所

古河市下大野 2248 番地

古河市役所 総和庁舎 2 階 財政部 財産活用課

電話：0280-92-3111（代表）〔内線：2271・2273〕

(3) 申請書類（各1部提出）

	提出書類	法人	個人	有資格者	備考
①	入札参加申込書	○	○	○	様式第1号
②	誓約書	○	○	×	様式第2号
③	契約等の実績一覧・営業実績一覧	○	○	×	別表1・2
④	委任状	※○	×	×	様式第3号
⑤	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	×	×	
⑥	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○	×	
⑦	印鑑登録証明書	○	○	×	

⑧	国税に未納がないことを証する納税証明書 (個人事業者は「その3の2」法人は「その3 の3」)	○	○	×	
⑨	市町村民税に未納がないことを証する納税証 明書	○	○	×	

※入札参加資格申込みは支店（営業所）でも可とする。ただし、⑤、⑦、⑧、⑨が支店（営業所）名で取得できない場合は、本店からの④ 委任状を添付し、本店の書類を提出すること。

※ ④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨については、発行後3か月以内の原本とする。

(4) 申請方法

申請期間内に、必要な書類を申請場所に持参とし、その他の受付は行わない。
なお、提出書類は返却しない。

11 入札参加資格の確認等

市において上記10(3)の申請書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年1月下旬に入札参加資格確認通知書を事業者に送付するものとする。

12 質疑書及びその回答

入札の内容等に質疑がある場合は、下記の受付期間内に質疑書を提出すること。なお、FAXを所有していない者は事前に申し出ること。

(1) 質疑受付期間

令和6年2月9日（金）の 午前9時から午後4時まで（必着）とする。（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出方法

質疑がある場合のみ、様式第4号を市財産活用課に持参又はFAXにより提出すること。

(3) 質疑書の回答

① 回答日 令和6年2月16日（金）

② 質問者にFAXで回答する。その他の者は、財産活用課窓口で閲覧とする。

13 入札方法及び開札の日時

(1) 入札価格

① 入札書に記載する金額は、年額（1年間分・消費税抜き）とする。

② 落札価格は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算したもの（1円未満の端数は切捨てる）とする。ただし、屋外区画においては、消費税及び地方消費税を加算しない。

(2) 入札方法

① 封筒及び入札書の記載方法

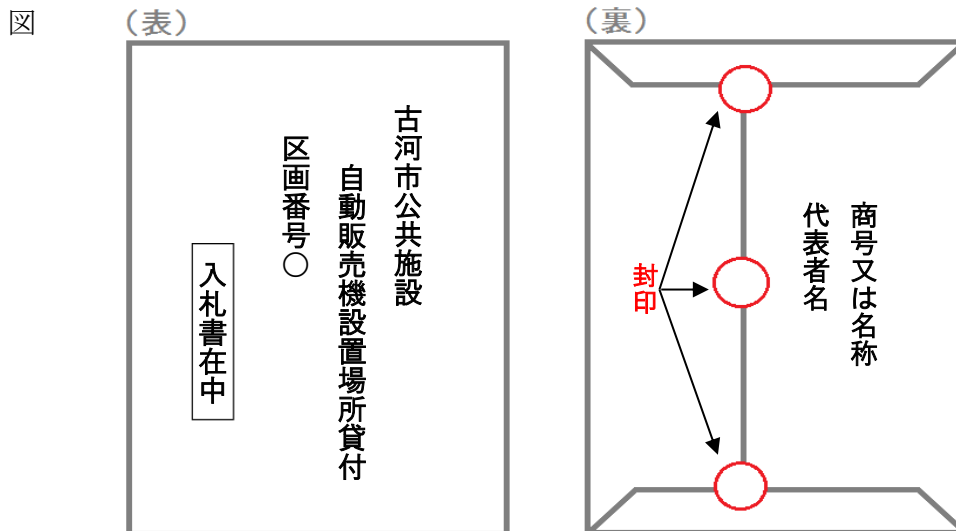
ア. 封筒

- ・ 下記の図を参照すること。
- ・ 封筒は、入札 1 件（1 区画）ごとに 1 通とする。

イ. 入札書

- ・ 様式第 5 号を使用し、区画（番号）ごとに作成すること。なお、貸付場所の「（）」括弧内は省略することができる。また、封筒の大きさは問わないものとする。

- ② 提出方法： 総和庁舎 財産活用課 に持参すること。
- ③ 費用負担： 入札書の作成等に要する費用は、全て入札者の負担とする。
- ④ 提出期限： 令和 6 年 2 月 19 日（月）から令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く）



※1 封印は代表者印、社印、事業所等の印等によるものとする。

※2 封筒内には、入札書以外の書類等を同封しないこと。

(3) 入札の無効

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- ③ 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- ④ 上記 13（2）に規定によらない入札
- ⑤ 封筒に記載された内容と入札書に記載された内容が異なる入札
- ⑥ 入札書の金額、氏名、印影の誤脱又は識別しがたい入札及び金額を訂正した入札

(4) 予定価格 非公開とする。

(5) 入札保証金 免除とする。

(6) 開札日時及び場所等

- ① 日時及び場所： 令和 6 年 2 月 27 日（火） 午後 1 時 30 分から
中央公民館 2 階 研修室

- ② 開札は公開によるものとし、傍聴を希望する場合は、開札会場に来場すること。ただ

し、入札参加資格者のみとする。

③ 開札の立会人は、当該入札に関係のない市職員を充てるものとする。

(7) 落札者の決定方法

① 市が設定する予定価格以上で、最高価格をもって有効な入札を行った入札者とする。

ただし、複数設置区画については、仕様書の記載内容により落札者を決定する。

② 同価の入札者が２者以上になった場合は、立会人によるくじ引きにより落札者を決定する。

③ 予定価格に満たない場合は、入札不成立とする。

14 入札結果の公表

入札の結果については、落札者に速やかに連絡し、契約手続きについての説明を行う。
また、市公式ホームページに掲載及び市財産活用課で閲覧することができるものとする。

15 問い合わせ先

(1) 募集要項に関すること

古河市役所 財政部 財産活用課

電話： 0280－92－3111（代表） FAX： 0280－92－3088

内線： 2271・2273

(2) 仕様書に関すること

仕様書に記載の問い合わせ先（施設担当課）とする

※落札した際の契約は施設担当課との契約となります。

別紙 1 貸付場所及び設置寸法等

区画 番号	貸 付 場 所	所 在 地	図面 番号	貸 付 寸 法 (面 積)	設置 台数	備 考
1	総和庁舎 (新館)	古河市下大野 2248	1	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	1 台	・カップ式自動販売機
2	総和庁舎 (新館)	古河市下大野 2248	1	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	1 台	・寄附型自販機
3	総和庁舎 (第2庁舎)	古河市下大野 2248	1	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	1 台	・屋外
4	総和庁舎 (第2庁舎)	古河市下大野 2248	1	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	1 台	・屋外
5	古河庁舎 (ホール)	古河市長谷町 38-18	2	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	1 台	・寄附型自販機
6	古河庁舎 (ホール)	古河市長谷町 38-18	2	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	2 台	
7	古河庁舎 (自販機コーナー)	古河市長谷町 38-18	2	1.7m×0.8m (1.36 m ²)	1 台	・最大高さ 1.86m
8	三和庁舎 (自販機コーナー)	古河市仁連 2065	3	1.1m×0.84m (0.92 m ²)	2 台	・複数台設置区画
9	三和庁舎 (ホール)	古河市仁連 2065	3	2.0m×1.0m (2.00 m ²)	1 台	・回収ボックス置場含む ・寄附型自販機
11	三和庁舎 (職員休憩室)	古河市仁連 2065	4	1.3m×1.0m (1.30 m ²)	2 台	・複数台設置区画

別紙 1 貸付場所及び設置寸法等

区画 番号	貸 付 場 所	所 在 地	図面 番号	貸 付 寸 法 (面 積)	設置 台数	備 考
11	コスモスプラザ (三和地域交流センター)	古河市仁連 2065	4	2.0m×1.0m (2.00 m ²)	1 台	・回収ボックス置場含む
12	バス待合所	古河市仁連 2065	5	2.0m×1.0m (2.00 m ²)	1 台	・屋外設置 ・回収ボックス置場含む
13	コミュニティーセンター総和	古河市下辺見 2401	6	1.5m×1.0m (1.50 m ²)	1 台	
14	三和いこいの家	古河市三和 176-2	7	1.5m×1.0m (1.50 m ²)	1 台	
15	ヤンチャ森 (古河市ネーブル子育て広場)	古河市駒羽根 620	8	1.0m×0.9m (0.90 m ²)	1 台	・アンパンマン自販機指定 ・屋外設置
16	古河市駅西地域交流センター (いちょうプラザ)	古河市幸町 3-43	9	1.6m×1.5m (2.40 m ²)	1 台	
17	スペース U 古河	古河市長谷町 38-18	10	2.1m×0.8m (1.68 m ²)	1 台	・回収ボックス置場含む